

みやぎ洋上風力発電等導入研究会の設置及び運営に関する要綱（案）

（設置目的）

第1 県内沿岸地域への風力発電導入の利点や課題について、県内の風況特性のほか、新たな産業創出や漁業協調などを含めた様々な角度から整理し、関係者間でそれらの認識の共有化を図りながらその可能性を探ることで、導入に向けた気運の醸成及び課題解決のための環境整備を図るため、関係行政機関や海域利用者、大学研究機関などによる「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」を設置する。

（協議事項）

第2 研究会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）沿岸地域への風力発電の導入の可能性や課題の整理
- （2）風力発電の導入に向けた調査候補エリアの選定
- （3）県内の風況特性を踏まえた導入モデルの検討
- （4）その他、風力発電の導入に向けた気運の醸成及び課題解決のための環境整備に関する事項

（組織）

第3 研究会は別表に掲げる団体で構成する。

（座長及び座長代理）

第4 研究会に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、宮城県環境生活部長をもって充てる。
- 3 座長代理は、座長の指名による。
- 4 座長は、研究会を総括する。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代理する。

（会合）

第5 研究会の会合は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 研究会において、必要があると認めたときには、その会合に構成団体以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会合の公開）

第6 研究会の会合は、原則公開とする。

（事務局）

第7 研究会の事務局は、宮城県環境生活部再生可能エネルギー室が担う。

（その他）

第8 この要綱に定めるものの他、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月9日から施行する。

(別表)

	分類	構成団体
1	国	東北経済産業局 資源エネルギー環境部
2		環境省東北地方環境事務所
3		東北地方整備局 港湾空港部
4		宮城海上保安部
5		仙台管区気象台 気象防災部
6	関係団体	宮城県漁業協同組合
7		宮城県沖合底びき網漁業協同組合
8		宮城県近海底曳網漁業協同組合
9		仙台湾水先区水先人会
10		一般社団法人日本風力発電協会
11		一般社団法人海洋産業研究会
12		一般社団法人東北経済連合会
13	大学・ 研究機関	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科
14		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
15		国立研究開発法人水産研究・教育機構 東北区水産研究所
16		一般社団法人東北地域環境計画研究会(東北鳥類研究所)
17	電気事業者	東北電力株式会社 宮城支店
18	金融機関	株式会社日本政策投資銀行 東北支店 東北復興・成長サポート室
19		株式会社三井住友銀行 東北法人営業部
20		株式会社七十七銀行 地域開発部
21	市町村	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
22	県	環境生活部、農林水産部、土木部